

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第19条第4項
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め： 火薬類取締法第17条第8項、同第19条第4項（運搬証明書の再交付の申請） 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条（運搬証明書の再交付の申請）、同第8条（運搬の届出等の経由）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：1日
申 請 先：運搬証明書を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：運搬証明書を交付した警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考：